

規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則(昭和五十八年埼玉県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「使用料」の下に「又は利用料金」を加え、同表第十七号中「使用料の」を「使用料等の」に改め、「体験施設使用料」及び「駐車場使用料」の下に「又は利用料金」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八号

埼玉県漁業調整規則の一部を改正する規則

埼玉県漁業調整規則(昭和四十五年埼玉県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表中「秩父郡大滝村大字大滝」を「秩父市大滝」に、「大字別所久保八」を「別所字久保平」に、「大里郡花園町大字永田」を「深谷市永田」に改め、同条第二項の表中「岩槻市末田」を「さいたま市岩槻区大字末田」に改め、同条第三項の表中「佐波郡境町」を「伊勢崎市」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第一号

埼玉県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

埼玉県渇水対策本部設置規程(昭和五十一年埼玉県訓令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同条第三項中「総合政策部長」を「企画財政部長」に改める。

第六条中「総合政策部土地水政策課」を「企画財政部土地水政策課」に改める。別表中「総務部長」を「県民生活部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第三百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定

非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション <http://www.npo-wv.jp>)

saitamaken-mpo.net/)により縦覧に供する。

- 平成二十年三月十八日
埼玉県知事 上田清司
- 一 申請のあった年月日
平成二十年三月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆりかご
代表者の氏名

- 高岸 加津子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市大塚二百五十三番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人が、文化・創作活動、作業を通じて積極的に社会参加し、充実した地域生活を送れるよう支援するとともに、生きがいを持つて暮らせる、豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第三百七十一号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。
平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	一〇㊦	09C027251	一枚	用途	有効期間
	二〇㊦	09H027919	一枚		
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 横瀬町大字横瀬二千二百七十番地 有限会社 横瀬石油					
免税証を交付した事務所 熊谷県税事務所		亡失年月日 平成二十年二月九日			

埼玉県告示第三百七十二号

知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年埼玉県規則第三十七号)第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。
平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	条項
薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)	第十条(変更に係る部分に限り、第三十八条及び第四十条において準用する場合を含む。)及び第十九条第一項及び第二項(変更に係る部分に限り、薬局開設者が医薬品を当該薬局における設備及び器具をもって製造し、当該薬局において直接消費者に販売し、又は授与する場合に係るものに限る。)
麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)	第八条、第十条第二項
河川法(昭和三十九年法律第六十七号)	第二十四条
建設業法(昭和二十四年法律第百号)	第十一条第三項(第六条第一項第三号の使用人数を記載した書面又は建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)第四条第一項第五号の定款の記載事項の変更に係るものに限る。)
浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)	第三十三条第三項(届出に係る事項について変更があったときに限る。)

埼玉県告示第三百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

鷲宮町桜田二丁目六番地一他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

交通安全や周辺生活環境保持について

・通学路に接するため、店舗出入口付近に、停止及び左折を促す路面標示を設置する等の交通安全対策を講じるとともに、表示板等の設置により、歩行者・自転車の交通事故防止に努めて下さい。

・隣接する道路が、小・中学校の通学路に指定されているため、登校時間帯の資材搬入等の車両の出入りは避けて下さい。また、登下校時の児童生徒の安全確保もお願いします。

・退店者の車両が東鷲宮小学校の通りに進入しないよう案内をして下さい。
・搬入車両は通学時間を避けて下さい。都合上搬入される場合には、運転者に対し児童生徒に気をつける様ご指導願います。

・東側出口の歩道が通学路となっているため、見通しを良くして下さい。
・近隣周辺にごみ等を飛散しないよう徹底し、店舗周辺の清掃活動をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二十年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ草加八幡店

草加市八幡町六百三十番地五

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

・バス停留所の位置に関して、東武バスセントラル株式会社との調整をお願いします。

・二階へ上がるスロープのセンターライン上へ設置予定の視線誘導票を可動式ポールへ変更ください。

・西側の隣地境界側の帯状植栽帯を歩行可能な芝帯へ変更し、歩行者・自転車の出入口をこちらへ移動させることで、自動車の動線と交錯しないよう対策を講じてください。

・アイドリングストップを遵守してください。

・騒音等の苦情が生じた際は、迅速、誠実な対応をお願いします。

・荷さばき車両の配車システムには十分注意し、公道上での待機がないようお願いします。

・草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合、八幡町商店会等の地域商業団体へ加入いただき、地域の商業活動に協力いただきますようお願いいたします。

・店舗の開設日が平成二十年七月一日以降となる場合は、草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例の適用となり、出店(店)の六か月前までの条例に基づく届出等が必要となります。

二 縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二十年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規

埼玉県知事 上田清司

定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) I K E A 新三郷

三郷市彦成字上深田千三百八の二十、千八百六十七の十一

口 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

駐車場対策について

・新規オーブン時の駐車対策を万全に行ってください。(特に歩行者、自転車との事故がないようにしてください)

騒音の発生に係る対策について

・環境マネージメントによる早朝の納入作業音をはじめ種々の騒音等、苦情の場合、対応責任部署と担当者が確実に対応するとともに、選任された担当者をお知らせ願います。

・騒音、振動規制法等による特定施設に該当する場合は、届出が必要になります。

・埼玉県生活環境保全条例(アイドリングストップの実施)、三郷市公害防止条例を遵守するとともに、周辺への生活環境にご配慮願います。
・アイドリングストップについては、看板設置の協議を要します。
・廃棄物処理に係る対策について

・廃棄物の適正処理発生抑制について協議が必要です。また、廃棄物処理に関する担当者を選任し、お知らせ願います。

都市計画に係る対策について

・事前協議、都市計画法四十三条の許可どおり施工してください。
・青少年の保護・育成に係る対策について

・施設周辺にある学校(彦成中学校、桜小学校)の登下校時における安全確保について、ご配慮願います。

・施設内及びその周辺において、青少年の健全育成や防犯、安全面について、十分にご配慮願います。

地域商業振興に係る対策について

・商工会や商店会など商工団体への加入や市内事業者との取引促進、地元雇用の拡大などを通じて、地元事業者との連携・協力を図りながら、地域活性化に積極的に貢献していただきたい。

その他

・市民や商店主、関係機関からの意見・要望等については、窓口及び責任者を配置し、誠意を持って迅速に対応することにより、信頼関係の確保に努めてください。

・イベントや地元まちづくりへの参加・協力などにより、地域と一体となつたコミュニケーション意識の醸成に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十年三月十八日から平成二十年四月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百七十六号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 実施の目的

イ 牛のブルセラ病、結核病、ヨルネ病及び伝達性海綿状脳症、馬の馬伝染性貧血、みつばちの腐蛆病並びに豚のオーエスキュー病の発生の予防

ロ 牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生

の予察

ハ 鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生の監視

二 実施する区域
県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ 一のイに係る検査
(1) ブルセラ病、結核病及びヨルネ病

実施区域内で飼育している次に掲げる牛で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認められたもの

(一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

- (二) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (三) (一)又は(二)の牛と同一施設内で飼育している牛

(2) 伝達性海綿状脳症

牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六條第一項の規定による届出の対象となる牛の死体で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(3) 馬伝染性貧血

実施区域内で飼育している馬で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

(4) 腐蛆病

実施区域内で飼育しているみつばち

(5) オースキー病

実施区域内で飼育している豚で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ロ 一の口に係る検査

実施区域内で飼育している牛で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

ハ 一のハに係る検査

実施区域内で飼育している鶏で、その所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めたもの

四 実施の期日

イ 一のイに係る検査

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ロ 一の口に係る検査

平成二十年六月下旬から同年十一月中旬までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

ハ 一のハに係る検査

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ病

- (1) 凝集反応検査
- (2) 補体結合反応検査
- (3) その他の検査

ロ 結核病

- (1) ツベルクリン検査
- (2) その他の検査

ハ ヨーネ病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ヨーニン検査
- (3) その他の検査

ニ 伝達性海綿状脳症

- (1) エライザ法による検査
- (2) その他の検査

ホ 馬伝染性貧血

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

へ 腐蛆病

- (1) 肉眼的検査
- (2) その他の検査

ト オースキー病

- (1) エライザ法による検査
- (2) ラテックス凝集反応検査
- (3) その他の検査

チ ブルータンゲ

- (1) 寒天ゲル内沈降反応検査
- (2) その他の検査

リ アカバネ病、チュウザン病、アイ

ノウイルス感染症、イバラキ病及び

牛流行熱

- (1) 中和試験検査
- (2) その他の検査

又 高病原性鳥インフルエンザ

- (1) ウイルス分離検査
- (2) 血清抗体検査
- (3) その他の検査

六 その他

実施の細部については、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

埼玉県告示第三百七十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 処分をした年月日

平成二十年三月十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社住ま居る

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県鶴ヶ島市大字町屋百七十六番地五 二F

ハ 代表者の氏名

田島 明男

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一四)第五三五二六号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止（建設業の営業の全部について平成二十年四月一日から同月七日までの七日間）

四 処分の原因となった事実

有限会社住ま居る及び前代表取締役は、同社の業務に関し、平成十六年七月期及び平成十七年七月期において、売上げの一部を除外して経費のみ計上するなどして法人税計約五千七百七十七万円を脱税した。この行為は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に違反するとして起訴され、平成十九年八月十日、さいたま地方裁判所から同社は罰金千四百万円、前代表取締役は懲役一年（執行猶予三年）の判決を受け、その刑がそれぞれ確定している。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

埼玉県告示第三百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十年三月十七日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社志儀建材

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県東松山市大字高坂千九百十六番地百九十三

ハ 代表者の氏名

志儀 保文

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般一五）第二〇二三九号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止（建設業の営業の全部について平成二十年四月一日から同月三日までの三日間）

四 処分の原因となった事実

有限会社志儀建材の代表取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に違反する行為があったとして起訴され、平成十九年七月二十日、熊谷簡易裁判所から罰金四十万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

埼玉県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第二百七十四号で告示した和光都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称

和光市

二 都市計画事業の種類及び名称

和光都市計画下水道事業和光公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年三月十二日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千四百四十三号で告示した志木都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称

志木市

二 都市計画事業の種類及び名称

志木都市計画下水道事業志木公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十八年十一月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

吉見町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業吉見公共

下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年三月二十一日から
平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和六十一年埼玉県告示第四百十三号、平成元年埼玉県告示第千二百十九号、平成四年埼玉県告示第千八百八十九号、平成八年埼玉県告示第千五百七十号、平成十年埼玉県告示第千四百四十八号、平成十二年埼玉県告示第七百十五号、平成十三年埼玉県告示第三百四号、平成十四年埼玉県告示第五百六号及び平成十五年埼玉県告示第二千四百九十二号の事業地に、吉見町大字荒子字寺家谷、字流、字神明、字赤城裏及び字赤城、大字大串字八ッ島において事業地を加える。

埼玉県告示第三百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十二年埼玉県告示第千六百八十五号で告示した蓮田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

菖蒲町

二 都市計画事業の種類及び名称
蓮田都市計画下水道事業菖蒲公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十三日から
平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十二年埼玉県告示第千六百八十五号、昭和五十五年埼玉県告示第千七百五十九号、昭和五十九年埼玉県告示第五百二十七号、平成二年埼玉県告示第四百一十一号、平成五年埼玉県告示第三百一十五号、平成八年埼玉県告示第四百六十三号、平成十二年埼玉県告示第三百七十二号、平成十五年埼玉県告示第七百三十八号及び平成十六年埼玉県告示第千九百十七号の事業地のうち、菖蒲町昭和沼地内において事業地を変更する。

埼玉県告示第三百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第二百九十号で告示した飯能都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画下水道事業飯能公共下水道

下水道

三 事業施行期間

昭和三十一年十二月二十二日から
平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

- ハ 分流雨水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千八百十号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称

越谷市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業新川都市下水路

- 三 事業施行期間

平成八年十二月十日から

- 平成二十五年三月三十一日まで
四 変更に係る事業地
- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十三年埼玉県告示第千九百十四号で告示した児玉都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称

神川町

- 二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画下水道事業神川特定環境保全公共下水道

- 三 事業施行期間

平成十三年十二月十四日から
平成二十八年三月三十一日まで

- 四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第三百八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第千二百四十八号で告示した戸田都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称

戸田市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

戸田都市計画下水道事業戸田公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和四十五年三月十七日から
平成二十一年三月三十一日まで

- 四 変更に係る事業地

イ 合流区域

- (1) 収容の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

- ロ 分流式汚水

- (1) 収容の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第千二百四十八号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十一号、昭和五十四

年埼玉県告示第五百八十四号、昭和六十年埼玉県告示第千九百三十号、昭和六十三年埼玉県告示第五百八十九号、昭和六十三年埼玉県告示第千三百二十三号、昭和六十四年埼玉県告示第十九号、平成元年埼玉県告示第千二百二十七号、平成八年埼玉県告示第三百二十九号、平成十三年埼玉県告示第三百七十六号、平成十三年埼玉県告示第千八百四十二号、平成十四年埼玉県告示第千六百六十一号及び平成十六年埼玉県告示第四百四号の事業地に、戸田市大字新曾字稲荷木を加え、戸田市大字新曾字芦原、字稲荷、字柳原及び字小玉地内において事業地を変更する。

- ハ 分流式雨水

- (1) 収容の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

平成十三年埼玉県告示第三百七十六号、平成十三年埼玉県告示第千八百四十二号及び平成十六年埼玉県告示第四百四号の事業地に、戸田市大字新曾字芦原、字稲荷、字柳原、字小玉、字上前谷、字下前谷、字上原、字下原及び字南原、氷川町一丁目、氷川町二丁目、氷川町三丁目、新曾南一丁目、新曾南二丁目、新曾南三丁目、新曾南四丁目並びに戸田公園を加える。

埼玉県告示第百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん(セメント原料化) 処分業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区

落札者決定した日
平成20年1月25日

随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱マテリアル株式会社 東京都千代田区大手町1丁目5番1号

契約金額
14,000円(税抜き1トン当たりの単価)

契約の相手方を決定した手続
随意契約
随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

埼玉県告示第百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
荒川左岸南部流域下水道乾燥ばいじん収集運搬業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川左岸南部下水道事務所総務・管理担当 埼玉県さいたま市南区

落札者決定した日
平成20年2月5日

随意契約の相手方の氏名及び住所
首都圏産業株式会社 埼玉県川口市本町4丁目3番6号

契約金額
12,100円(税抜き1トン当たりの単価)

契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
入札の公示を行った日
平成19年12月14日

埼玉県告示第百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その3 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

落札者決定した日
平成20年1月25日

随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社 東京都中央区明石町8番1号

契約金額
13,550円(税抜き1トン当たりの単価)

契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
入札の公示を行った日
平成19年12月14日

埼玉県告示第百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
荒川右岸流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その4 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県荒川右岸下水道事務所総務・管理担当 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

落札者決定した日
平成20年1月25日

随意契約の相手方の氏名及び住所
秩父太平洋セメント株式会社 埼玉県秩父市大野原1800番地

契約金額
13,550円(税抜き1トン当たりの単価)

契約の相手方を決定した手続
指名競争入札
入札の公示を行った日
平成19年12月14日

埼玉県告示第百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公表する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
中川流域下水道ばいじん(セメント原料化) 処分業務その2 一式

契約に関する事務を担当する部局の

- 名称及び所在地
 千代田区六番町6番地28
 埼玉県中川下水道事務所総務・管理
 5 落札金額
 担当 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番
 13,500円(税抜き1トン当たりの単
 82号) 価)
 3 落札者を決定した日
 平成20年1月25日
 6 契約の相手方を決定した手続
 指名競争入札
 4 落札者の氏名及び住所
 7 入札の公示を行った日
 住友大阪セメント株式会社 東京都
 平成19年12月14日

埼玉県告示第三百九十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条の規定による処
 分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。
 平成二十年三月十八日

一 聴聞の日時及び被聴聞者
 埼玉県知事 上田 清 司

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は氏名	被聴聞者の住所又は主たる事務所の所在地
平成二十年三月二十五日 午後一時三十分	株式会社サンライズコーポレーション 代表取締役 鳥海 薫	さいたま市大宮区土手町三丁目八十九番地一
平成二十年三月二十五日 午後二時	有限会社アクアコーポレーション 代表取締役 遠茂谷洋治	さいたま市見沼区東大宮五丁目六番地六
平成二十年三月二十五日 午後二時三十分	有限会社エステイエム 代表取締役 関 学	川口市金山町十三番十七号

二 聴聞の場所
 さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号
 埼玉教育会館 一〇二会議室

埼玉県告示第三百九十三号
 次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月十八日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 調達内容
 (1) 購入等件名及び数量
 埼玉県立総合教育センター江南支所生徒共同実習送迎用バスの賃貸借 一式
 (2) 調達案件の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 (3) 履行期間
 契約締結日から平成21年3月31日(火)まで
 (4) 履行場所
 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育センター江南支所
 (5) 入札方法
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 2 競争入札参加資格
 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロの事業について、同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けていること。
 (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 3 入札書の提出場所等
 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒360-0113 埼玉県熊谷市御正新田字向原1355番地1 埼玉県立総合教育セ

- センター江南支所総務担当 加藤 誠 電話048-536-1586
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から3月28日(金)まで上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室 平成20年3月25日(火) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県立総合教育センター江南支所第一会議室 平成20年3月31日(月) 午前10時
- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に、契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項
入札者は、入札書を入札日に直接提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 支払条件
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理したその日から30日以内に代金を受注者に支払うものとする。
- (7) 特記事項
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県朝霞県土整備部道路環境

課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十年三月十八日
埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
練馬所沢線	新座市栗原三丁目二八〇番三地先から 同市栗原三丁目二二二番一地先まで	平成二十年三月二十八日	延長二二五・七〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山二六七番一地先から同市富士見二丁目三五番七地先まで	二二・二〇〇 四二・二〇〇	二〇四・〇〇	住宅市街地基盤(道路)整備事業による。平成八年二月二日付け埼玉県告示第六十九号で告示した道路予定区域の一部区域変更である。
新		一八・二〇〇 四七・四〇		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 根岸 功

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
川越坂戸毛呂山線	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字椿山二六七番一地先から同市大字五味ヶ谷字番田三二一番一地先まで	平成二十年三月二十八日午後四時	住宅市街地基盤(道路)整備事業による。 延長一八八・〇〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十八号

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

都市計画法(昭和四十三年法律第一百二十六条第三項の規定により、次

- 一 許可番号 根岸 功
- 二 検査済証番号 平成二十年三月十三日 飯整第一九〇〇六七号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称

平成二十年三月十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長

指令飯整第一九〇〇一一〇号

開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字小原六九四
番一四、一五、一六、一七、一八、一
九
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
狭山市富士見一丁目二八番二号
有限会社 エルティ
代表取締役 金子 幸子

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年三月十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

一番三、五一二番四
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
入間郡毛呂山町大字長瀬五一一番地
平野 哲也

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年三月十八日
埼玉県飯能県土整備事務所長
根岸 功

高橋 雅幸

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年三月十八日
埼玉県東松山県土整備事務所長
谷口 建一

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

平成二十年三月十八日
埼玉県東松山県土整備事務所長
谷口 建一

一 許可番号
平成二十年二月六日
第一九〇〇三二二号

二 検査済証番号
平成二十年三月十一日
第一九〇一七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡鳩山町大字大豆戸字浄光四八
二一五、四八二一六、四八五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴ヶ島市大字上広谷四七二一八
有限会社はちまん 取締役 富澤
由剛

平成二十年三月十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 百四十号
三 道路の区域

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境
課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	秩父市大野原字宿東一〇六一番一地先まで		一一・八〇〃 一一・三〇〇	三八・〇〇	自転車歩行者道整備工事による拡幅
旧	秩父市大野原字宿東一〇六二番一地先から同市大野原字宿東一〇六一番一地先まで		九・四〇〃 一一・〇〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十号

平成二十年三月十八日

埼玉県行田県土整備事務所長

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
平成二十年三月十二日
指令行整第一九〇〇三三一号

- 二 検査済証番号
平成二十年三月十二日第三十九号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字道目字中新田
三七三―一、―二、―五、―六
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茨城県古河市長谷町二七―三三下ミ
ル一〇二

小林 潤一
茨城県古河市鴻巣四七五
小林 一夫

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

平成二十年三月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年三月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷鳩ヶ谷線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	越谷市大間野町三丁目一六七番地先から同市大間野町三丁目一六六番一地先まで		一四・四〇〃 一四・九〇	七五・〇〇	地方特定道路(交通安全)整備工事
旧	越谷市大間野町三丁目一六七番地先から同市大間野町三丁目一六六番一地先まで		八・二五〃 一一・四七		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年十月十八日

指令杉整第一九〇一三五〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月十二日

杉整第一八七五―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

従前地 北葛飾郡栗橋町大字伊坂字

砂畑一四七二―一の一部

仮換地 幸手都市計画事業栗橋駅西

土地区画整理事業一四〇街区一画地の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡栗橋町大字伊坂一四六七

初山 富守

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵 樹

一 許可番号

平成二十年二月七日

指令杉整第一九〇一三七一号

二 検査済証番号

平成二十年三月十二日

杉整第一八八〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字新堀字八束五二

五

開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲二六八

棚橋 照子

正 誤

埼玉県教委告示第十号(平成二十年三月七日第千九百五十九号) 中訂正

ページ 段 行 誤

二六 三 五 二 屋久島おおぞら

正

二 屋久島おおぞら

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
印刷所	埼玉印刷センター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
発行所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六―二二九(代表)